

広島県告示第千十六号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百五条第一項
第二号ロの規定による加入区（区域及び区分）を次のとおり定めた。

令和八年十月八日

広島県知事 横 田 美 香

法第百四条第二号及び第三号に掲げる漁業

わかめ養殖業	区	域	区	分
	わかめ特定倉橋西部加入区			
倉橋西部漁業協同組合の地区				